

ひび割れ調査方法等について

ひび割れの発生が認められた場合、これまでも受発注者間で協議のうえ、発生原因の解明や補修の必要性の有無を判断し、適切に補修を実施する等、対応してきたところである。

平成18年3月の仕様書の改訂に伴い新たに品質管理基準に定めたひび割れ調査については、以下のとおり実施するものとする。

なお、ひび割れの補修については従来からの対応を継続するものである。

(1) 適用範囲

ひび割れ調査の対象工種については、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（但し、PCは除く。）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。

(2) 調査箇所

構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。

(3) 測定

1) 測定方法

1. 幅0.2mm以上のひび割れについて、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出する。
2. ひび割れ変状の認められた部分のマーキングを実施する。
3. ひび割れ幅は、測定専用のコンクリートクラックスケールを用いて測定する。

2) 測定時期

測定は、足場が存置されている間に実施することが望ましい。

ただし、測定は所定の設計強度以上が発現したと予想される時期に測定する。

なお、構造物の強度の発現は現場養生を行った供試体による圧縮強度試験結果から予想することなどが考えられる。

3) 調査の報告

構造物毎に別添様式4により調査票を作成し、完成届提出時に提出する。

